

令和5年12月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年12月5日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年12月5日(火) 午前8時58分
閉 会 日 時	令和5年12月5日(火) 午後3時15分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	織 田 京 子
委 員	秋 谷 修 金子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 1 8 号	鴻巣市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 9 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 1 2 0 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 2 1 号	鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例及び 鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 5 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 8 号）のうち本委員会 に付託された部分	原案可決
第 1 2 7 号	令和 5 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 1 2 9 号	令和 5 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特 別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 1 3 1 号	令和 5 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	三 村 正
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝
建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市計画課副参事	林 信 敏
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
道路課副参事	宮 澤 祐 紀
道路課副参事	田 口 裕 一
道路課副参事	酒 井 孝 之

（上下水道部）

上下水道部長	中 根 治 人
上下水道部副部長	大 堀 勝 彦

上下水道部参事兼下水道課長
經營業務課長
水道課長
水道課副参事
下水道課副参事

堀 岳 夫
伊 藤 正 一
山 崎 眞 也
大 網 岳 志
関 根 好 一

吹上支所長
川里支所長

岡 田 和 弘
山 縣 一 公

書記 佐 伯 幸 子
書記 大 谷 直 樹

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第118号 鴻巣市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例、議案第119号 市道の路線の廃止について、議案第120号 市道の路線の認定について、議案第121号 鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分、議案第127号 令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第129号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第131号 令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)の議案10件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第119号及び議案第120号を議題とし、執行部から説明の後、休憩し、現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第116号及び議案第117号を一括して議題とし、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第118号、議案第121号、議案第125号、議案第129号、議案第127号、議案第131号について議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予

算は補正予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第119号及び議案第120号について、一括して執行部の説明を求めます。

（都市建設部参事兼道路課長）おはようございます。議案第119号及び議案第120号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、図面ナンバー1、市道廃止図を御覧ください。市道B-213号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下間593番地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下間599番1地先とします。幅員0.91から1.82メートル、延長138.22メートルの路線で、道路台帳の見直しを行った結果、一部一般の交通の用に供する道路ではないことが判明したため、廃止するものです。続きまして、次のページ、図面ナンバー2を御覧ください。B-838号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字中間1138番3地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字中間1136番4地先とします。幅員2.60から3.20メートル、延長15.53メートルの路線で、道路台帳の見直しを行った結果、一般交通の用に供する道路ではないことが判明したため、廃止するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー3を御覧ください。市道F-545号線でございますが、起点を鴻巣市川面字道下94番1地先とし、終点を鴻巣市川面字道下92番地先とします。幅員2.50メートル、延長28.71メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー4、市道認定図を御覧ください。路線の認定につきましては、本日お配りいたしました参考資料、公図の写しも併せて御覧いただきたいと思います。市道B-1026号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下間599番1地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下間593番地先とします。幅員1.82メートル、延長61.50メートルの

路線でございます。

続きまして、市道 B-1027号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字下間 593番地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字下間 586番 1 地先とします。

幅員 0.91メートル、延長 61.00メートルの路線でございます。

今ご説明いたしました市道 B-1026号線と市道 B-1027号線の認定につきましては、議案第 119号により廃止する市道 B-213号線について再認定を行うものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 5 を御覧ください。初めに、市道 B-1028号線でございますが、起点を鴻巣市小松 1 丁目 4540番 27地先とし、終点を鴻巣市小松 1 丁目 4540番 22地先とします。幅員 4.00メートル、延長 45.00メートルの路線でございます。

続きまして、市道 B-1029号線でございますが、起点を鴻巣市小松 1 丁目 4505番 6 地先とし、終点を鴻巣市小松 1 丁目 4505番 32地先とします。

幅員 4.00メートル、延長 72.90メートルの路線でございます。

続きまして、市道 B-1030号線でございますが、起点を鴻巣市小松 1 丁目 4540番 46地先とし、終点を鴻巣市小松 1 丁目 4540番 3 地先とします。

幅員 4.00メートル、延長 16.50メートルの路線でございます。

続きまして、市道 B-1031号線でございますが、起点を鴻巣市小松 1 丁目 4540番 19地先とし、終点を鴻巣市小松 1 丁目 4540番 14地先とします。

幅員 4.00メートル、延長 41.50メートルの路線でございます。

今ご説明した認定 4 路線につきましては、道路台帳の見直しを行った結果、市道の認定要件を満たしていることが判明したことから認定をするものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 6 を御覧ください。市道 H-611号線でございますが、起点を鴻巣市ひばり野 1 丁目 284番 5 地先とし、終点を鴻巣市ひばり野 1 丁目 284番 1 地先とします。幅員 4.00メートル、延長 54.46メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 8 分)



(開議 午前 1 1 時 2 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第119号及び議案第120号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) お疲れさまでした。今回の認廃に関して、道路台帳の見直し中に発見したということだったですけれども、この見直しを行うに至った経緯についてまずお聞かせください。

(都市建設部参事兼道路課長) 以前、吹上地域におきまして民地を市道認定している箇所が確認されたために、吹上地域の道路台帳の見直しを以前、平成30年から令和2年の3年間において実施いたしました。昭和62年の市道一括認定から見直しが一度もされていないことから、こういう漏れがあるのかどうかということで、鴻巣市全域で見直しを行うこととなりました。

以上です。

(矢島) とてもいいことだと思っておりますけれども、この見直しの作業、具体的な内容、どのような作業を誰がどのように行っているのかお聞かせください。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらは、職員のほうが税務課所有の航空写真と、あと法務局備付けの公図、あと路線網図とを重ね合わせまして、不整合箇所を洗い出しまして、現地を確認の上、廃止や認定に結びつけております。

以上です。

(矢島) その方法の正確性について、どのくらいの自信を持って確認をしているのかお聞かせください。

(都市建設部参事兼道路課長) 確認の自信ですよね。こちら職員のほうでやっておりますので、漏れが全くないとはなかなか言えないのですけ

れども、漏れがないように意識してやっております。

以上です。

（矢島）作業、当然市内全域を最終的に見直しを行うと思うのですけれども、現在の進捗率、面的なものなのか、件数なのか、その辺についてはお任せしますが、その進捗率についてお聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長）道路台帳の見直し完了区域なのですけれども、今回行いました鴻巣市のB地区、こちらB地区が富士見町ですとか氷川町、原馬室、滝馬室、小松、松原、大体ここら辺の区域になります。こちらのほうと、あと吹上地域と、あと鴻巣市A地区。A地区に関しましては、面的にエリア査定を以前やっております。その関係で、恐らくそういうものはないかなと思います。A地区に関しましては、町なか、天神ですとか人形町、あと本町と東、あと宮地等、ここら辺がA地区という形になっております。こちら面積ベースとなりますけれども、大体進捗率が約31%ぐらいと考えております。

以上です。

（矢島）発見された修正事案についてですけれども、想定した件数と比較してどのような感想を持っているのかお聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長）こちら、今回鴻巣地域のB地区の過年度修正が今回議案に上げさせてもらっております廃止2路線、再認定が2路線、あと認定が4路線という形、計8路線となっておりますが、こちらのほうは、あと路線の認定のほかに区域変更というものがございまして、例えば現地のほうで側溝を入れたとか、道路を拡幅したというような議会の認定、廃止に関係のないもののほうが118路線ございました。こちらのほう、区域変更ということで後で公示させてもらうのですけれども、こちらのほうがあったので、かなりあったのかなという感じはいたします。

以上です。

（矢島）発見された修正事案の件数と内容について今若干お話しをいただいたと思うのですけれども、特に今回のケースでは、例えば住民の方にとりわけ不利益があるとか、住民の方に何かしらの影響があるような

ことはなかったケースばかりだったのですけれども、想定されるものとして、例えば住民の皆さんに何らかの負担を求めなければいけない、住民の皆さんに不利益が生じるようなことというのはどういうことが想定されるのか、あるのかないのかお聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長）例えばとなるのですけれども、例えば民地を道路として使わせてもらっていたということで、例えばそういう場合には、本来だったら課税されるところが、公衆用道路ということで課税されなかったりすることが出てくるのかなという想定がされると思います。

以上です。

（金子）B—1028号線、29号線、30号線、31号線ですけれども、これ住所で見ますと小松ということをございますけれども、幅員幅も4メートルとかで同じような感じなのですけれども、これ今回はこの地域がこんなに多くなった理由とか、これからもこういうことが想定されるのかどうか。ほかのところは、単品と言っては変なのですけれども、少ないですから、いいのですけれども、こういうのがどぼっと出るということは何かちょっと、調整とかしていて、おかしいというか、問題なのではないかなと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらの小松地区に関しましては、もともと突っ込み道路、行き止まり道路だったものに対して、その後が開発道路が抜けたということで、突っ込み道路が通り抜け道路と変わったということなので、本市では通り抜けができない道路に関しては認定は現在しておらない状況です。その中で、通り抜けとなったために認定をしていますので、その関係でこういうようなところがたまたま生じてしまったという形です。

以上です。

（金子）それで、もう一つ、これも滝馬室の下間のところ、これはお寺のところなのですけれども、ここについては廃止と、あと認定ということで、今回認定がありますけれども、これはB—1026号線と、あとB—1027号線、これにつきまして何か間違っているところないのですよね。こちら

については、台帳上それでよしとなっているのでしょうかけれども、これは極端に言えば、歩いて別に使っていいわけですよ。そこのところちょっと確認したいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）こちら一般の用に供する道路、もともと道路ですので、こちらは皆さん不特定多数の方が歩かれていいような道路となっております。

（金子）言ってみれば住職さんが駄目だと言えば駄目なのかなと思うのですけれども、それがなければ自由に使えるということによろしいわけですね。

それともう1点、やはり滝馬室の下間の838号線、消防署のところ、こちらにつきましても何か今さらという感があったのですけれども、やはり道路台帳を見直していなくてもその当時分かったのかなと私は思えたのですけれども、これについては、再度見直しをかけたのでこういうことが判明したということで、それで了解ということにするしかないと思うのですけれども、こういうことがある程度今後も起き得るのではないかなと思うのですけれども、そのつもりでいたのだけれども、それがやっていたいなかったというのは結構あるのかなと思うのですけれども、そういう点はどうなのでしょう。チェック機能ということで考えると、もう少し確認作業が必要ではなかったかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）確かに金子委員のおっしゃるとおりチェック機能が働いていなかったのかなと思います。こちらのB-838号線に関しましては、昭和60年に消防署西分署が建築されるときに建築計画概要書のほうに、本来こちらに道路があるのを分かって廃止予定ですというふうに地図上に書かれているのですが、その以降にちょっと漏れてしまった。確かに人為的ミスなのかなと思うのですけれども、こういうことでこちらは漏れてしまったということになります。今後、私たちのほうも気をつけて認定、廃止してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（秋谷）議案の120号のほうの1026号線のこととちょっとお伺いしたいの

ですけれども、現況は耕作者の方が立ち入るような道路形状なのですけれども、一般の方が万々が一そこを利用して、あの道路形状上の問題で何かしら障害を負った場合はどうなるのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）市の所有の市の管理する道路ですので、その場合には保険のほうの適用という形になります。何かあったときには、ご連絡いただければ対応させてもらいます。
以上です。

（秋谷）市の道路で、管理不十分と言ったらいいのかな。人が利用するに当たってリスクのある道路と言ったほうがいいか。そういう道路って多々あると思うのですけれども、何かしらそういったところには注意書きであるとか、事故抑制するような何かしら立て看板なりなんなりというのは必要ないのでしょうか。どうなのでしょう。

（都市建設部参事兼道路課長）委員のおっしゃるとおり、こういうような場所って結構あるのです、市内に。結構あると思いますので、今後いろいろと検討した中で、できることをしていきたいと考えております。
以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第119号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時42分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第116号及び議案第117号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) それでは、議案第116号及び議案第117号につきまして、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について(上谷総合公園ほか19施設)についてご説明させていただきます。これは、公の施設の指定管理者の指定についてであり、地方自治法第244条の2第6号によりますと、指定管理者の指定をしようとするときは議会の議決を経なければならないと規定しています。このため、本市都市公園である上谷総合公園ほか19公園につきまして、新たに7公園を追加して20公園を鴻巣市環境緑のグループに令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定するものです。また、指定管理者候補者の概要及び選定結果を添付しましたので、ご参照していただければと思います。

次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について(すみれ野中央公園)についてご説明させていただきます。これは、議案第116号と同

様に公の施設の指定管理者の指定についてであり、地方自治法第244条の2第6号によりますと、指定管理者の指定をしようとするときは議会の議決を経なければならないと規定しています。このため、北鴻巣駅西口に位置しておりますすみれ野中央公園につきましては、特定非営利活動法人エリアマネジメント北鴻巣に令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者を指定するものです。また、指定管理者候補者の概要及び選定結果を添付いたしましたので、ご参照していただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（矢島）初めに、この評価については絶対評価なのかどうなのかお聞きします。

（都市計画課副参事）お答えします。

評価については絶対評価になります。

以上です。

（矢島）例えば応募が1者というか、1件だけだった場合に、最低基準点みたいなのはあるのでしょうか。この点数以下だと、仮に1者の応募だとしても採用できないとか、そういうルールはあるのでしょうか。

（都市計画課副参事）指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、最低基準を70%として定められております。以上から最低点数70点と決めております。

以上です。

（矢島）緑のグループの構成メンバーについてお聞かせください。

（都市計画課副参事）環境緑のグループは、高橋建興株式会社、NPO法人地域環境緑創造交流協会、NPO法人フラワーピースの3者で構成されております。

以上です。

（小泉）公園の一つは、数が大なり小なりあると思うのですがけれども、これというのは何でこういう結果になったのか、その経緯をちょっと教

えてもらっていいですか。一つのほうは、すみれ野でしたっけ。すみれ野の公園だけになっていると思うのですけれども、これというのは市のほうとして公園が何個か、これは20個、1個って分けるのか、何個かの公園を業者が選定するのか、その方法について教えてもらっていいですか。

（都市計画課副参事）20公園の公園の数については、市で決定しております。その理由としましては、今までが13公園管理していましたが、今年度開園した大間近隣公園をはじめ、駅前にある鴻巣宿おおとり公園など、利用者がかなり多い公園が増えまして、多様なニーズにきめ細やかな対応をしたいということで、そういった7公園をプラスして今回20公園として上げさせていただきました。

以上です。

（小泉）すみれ野中央公園もそこに交ぜてやるということではできなかったのですか。

（都市計画課副参事）すみれ野中央公園につきましては、すみれ野地区の土地区画整理事業の開始のときに、そのまちはそのまちの住民で管理していくということを目的として立ち上げたNPO法人であって、今回の20公園の中に含めるのはちょっと適當ではないと考えております。

以上です。

（秋谷）議案の第116号のほうでお伺いしますけれども、そもそも論で、まず指定管理制度とはというところからよく教えてもらおうかな。

（都市計画課副参事）指定管理制度の目的としまして、指定管理制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としております。

以上であります。

（秋谷）116号の鴻巣市環境緑のグループしか選定の際には応募というのかな、指定がなかったような結果があるのだけれども、この公園の指定管理をするに当たってどういう間口の開き方をしているのだろう。というのは、環境緑のグループがこの都市公園の指定管理を受けるようにな

って長いだけでも、まずさっき指定管理者制度とはという話の中で、民間活力の導入だと、あるいはサービスの向上だと、そして経費の縮減だという話があったけれども、ずっと同じ指定管理者がやっていたら、民間活力はその都度変わっているのかい。その活力を活用できているのかい。ずっと同じレベルではないか。それで、公園数が増えて指定管理料が増えるだけで、どれだけ経費の縮減になっているかって比較ができないと思うわけ。だから、まずどういようなお声がけをしているのですかということを知っているのだけれども。

(都市計画課副参事) ちょっとお声がけということではないのですけれども、長年環境緑のグループが指定管理事業を行っていきまして、その中で毎年、年2回ヒアリングというのを行っております。その中で、今後の課題とか目標とか、そういったものを市と指定管理者で話し合いながら、今後どうやっていくかという、さらなる向上を目指して検討しております。

以上になります。

(秋谷) いや、そういうことをやっているのだと。そこまでは分かったと。そうすると、何で議案資料で来ている点数が72.42なわけ。さっき70点以上という話だけれども、72.42ってぎりぎりではない。毎回毎回もしそういう検査というか、その都度話合いをして、よりよい方向に、よりよい方向になっているのだったら、この72.42ということはないだろう。と思うよ。

(都市計画課副参事) 今回の評価、72.42点なのですけれども、今回環境緑のグループがプレゼンテーションを行って、その中で提出資料とそのときの説明によって、評価チームがいるのですけれども、その評価チームに出された点数の平均として72.42点ということになっているのですけれども、その点数の分け方として、一番上が特に優れている。特に優れているというのは、なかなかちょっとそこまでというのは難しいと思うのです。なので、各項目の指定管理者のプレゼンに対して評価した結果が72.42でありまして、平均点は50として、それ以上のことはできていますという評点というか、こちらの結果ということになります。

以上です。

（秋谷）そうすると、当初やっていた要は住民サービスプラスアルファの付加価値というのは、今回の指定管理ではどういうふうなプレゼンがあったのだろう。

（都市計画課副参事）今回、プラスアルファということではないのですが、そのプレゼンテーションの中で、その中に1つ自主事業というのがあります。公園を利用していただく方たちにとって、また公園に行こうと、よりよい公園というのをどういうふうにするかとか、その辺の考えがあるのですけれども、まずは公園ににぎわいを持たせるということを含めて自主事業というのがあります。その中でこういったことをやっていきたいというような提案をこちらのほうで評価はしております。

以上になります。

（秋谷）その具体的な中身は。

（都市計画課副参事）今までの自主事業が、今回植栽とか、フラワーピースで花壇とか花とか、そういった強みがあることから、ガーデニング教室とか、そういった花植えの事業とかが多かったのですけれども、そこを今度子どもたちとか高齢者とかにまた視野を広げて、子どもたちのキッズプログラムといたしまして、いろんな事業、プログラムをやっていきたいとか、あとは高齢者とか大人向けに健康増進を含めた、公園に集まっていたら何かそういったイベントをしていきたいということを提案がありました。

以上になります。

（秋谷）では、中身は分かった。では、次は経費の面だ。新しく公園の数が増えたわけだけれども、今まで例えば鴻巣宿のおおとり公園のかかっていたコストと、それで指定管理に移った場合のコストと、1つの公園だけで値段を出すということはなかなかできないのだけれども、それにしても、例えば大間近隣公園も加わって、あそこはユニバーサルな遊具のあるところだから、指定管理者自体がいろいろ気を遣ってもらわなければいけないところもあると思うのだけれども、経費の縮減とい

う面では、公園数は増えてしまったけれども、単独で市でこの一、二年面倒を見ていたのに比べたら、落ちているのかい、それとも変わらないのかい。

（都市計画課副参事）予算ベースでいいますと、全てではないのですけれども、指定管理者に移行して縮減になったかと言われたら、縮減にはなっていないです。プラスになっています。費用はよりかかるというか、今まで市で管理していた大間近隣公園とか、ほかの公園の分が指定管理者になることによって、その分はカットされるのですけれども、それよりは費用はかかっているというのが現状です。そのかかっている分というのが、今大間近隣公園とか鴻巣宿おおとり公園、ほか北新宿とか広田公園があるのですけれども、そこは今業務委託で単発で除草業務とか、そういったことをやっています。それを指定管理にすることによって、きめ細やかな、かなり頻度の高い管理ができると考えています。そのきめ細やかな管理を例えば市のほうで業務委託に出して発注した場合を考えますと、指定管理に出したほうがコストは抑えられていると考えています。

以上です。

（金子）先ほど点数的なものについては70点以上ということで、ほかの、これとは別ですけれども、70点台から80点台ということで点数を取られたところが指定業者ということになっているかと思うのですけれども、この72.42の妥当性というかというのは、難しいとは思っているのですけれども、この項目的なものを挙げていただいていますよね。指定管理者としての適性とか、事業計画書の適格性とか、大項目がありまして小項目ということでございますけれども、このうち特に評価として重要視されているものがあれば、お示しいただければと思います。

（都市計画課副参事）今回特に評価した項目といたしまして、お手元の議案資料の表の下、特に評価した項目として、上谷総合公園ほか19施設及びすみれ野中央公園について表記してあります。上谷総合公園のほうの評価した2項目についてですけれども、施設の設置目的の達成に向けたというほうが、公園を管理する上で取り組むべきこととして、公園を

利用した方々がまた行きたいと思ってもらえるような魅力ある公園づくりが大切だと思っていることから、特に評価をしました。

続きまして、下段のほうですけれども、公園のにぎわいの創出についての一つの手段として自主事業というのは効果があると思うのですけれども、それが20公園になるに当たって、7つの公園がプラスになって、その7つの公園のポテンシャルをいかに生かせるかということで評価をさせていただきます。

すみれ野のほうなのですけれども、すみれ野も指定管理者としての適正性というほうは、このエリアマネジメント北鴻巣は平成24年の4月から公園の維持管理をやっているのですけれども、このことから、ずっと1者でやっていることによって、周りの環境などが変わっているというのもあります。その中で、当初の状況と現在では何か変化があったり、それによって改善していくことがあるのかということの評価をしました。

続きまして、下段のほうですけれども、エリアマネジメント北鴻巣の当初のコンセプトとして、緑あふれるくつろぎの場所になるよう、まちと一体となった管理を目指し、まちに公園というよりどころをつくり、そこに行けば誰かがいて触れ合いが生まれるといった基本的な考え方がありました。このことから、訪れ、集い、憩う人々にとってよりよい空間であることを実現するにはどのようにしていくかということの評価をしました。

以上になります。

（金子）上谷総合公園の19施設、それとすみれ野中央公園のところを見ますと、点数配分を見ても、あと项目的に見ると大項目同じですよ。あと、小項目というか、中項目というか、それもやはり指定管理者としての適性、それと小項目が指定管理者としての適正性ですか、そういうものって、同じような項目ですけれども、点数配分が大分違うのです。これって、やはり先ほど言った項目の特に評価するものということで、評価の仕方がいろいろ公園によってとか違うのではないかなと思うのですけれども、こういうふうな選定の点数とか、どうもちよっと納得できないようなことがあるのですけれども、一様ならば、一様というのみな

んですけれども、その中でこれは特にということであれば、そのものが点数の配分の中で突出していれば、ああ、これが重要視されているのだから分かるのですけれども、これ見ると何かバランス的に同じような、だから点数も72.42と、片や、すみれ野も72.03とか、やっぱり70以上だったらばどうでも、総合的に見ていいのだよということ捉えているのかなと思うのですけれども、要はこの適性配分の点数配分がやっぱり違うところが、ちょっと教えていただければと思います。

(都市計画課副参事) 点数配分につきましては、ガイドラインの選定基準がありまして、そこに目安が表記されています。その目安から、今回の20公園につきましては提案点が60点、価格点が40点という割合が決まっています。すみれ野中央公園につきましては、非公募ということから提案点が70点、価格点が30点という割合が決まっております。そこから提案点の60点と70点をさらに、中分類から下に小分類があるのですけれども、そこに割り振りまして、今回の配点を決めさせてもらっています。以上になります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は上谷総合公園ほか19施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設はすみれ野中央公園となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 鴻巣市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第118号 鴻巣市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例において引用する同法の条文の条番号が繰り下げられたことに伴い、所用の改正を行うものです。

本条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第118号 鴻巣市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(経營業務課長) 議案121号 鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず初めに、改正理由ですが、全国の農業集落排水事業は、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少等により経営環境の厳しさが増えています。こうした中、総務省は平成31年1月に公営企業会計の適用のさらなる推進についてを発出し、令和元年度から令和5年度までの5年間を拡大集中取組期間として、この期間で農業集落排水事業について、公営企業法の全部または一部を適用し、資産を的確に把握し、財務諸表の作成を通じて財政マネジメントの向上を図ることを要請しました。本市では、この総務省からの要請を受け、令和6年4月1日より地方公営企業法を適用し、既に地方公営企業法の適用をしている下水道事業と同じ地方公営企業法の一部適用に移行したいと考えています。なお、今回の地方公営企業法の適用は、主に会計方式の変更となりますので、使用者の皆さんに直接の影響はなく、使用料などの変更はございません。

次に、改正内容でございますが、議案書のほうを御覧ください。第1条、鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部改正では、地方公営企業法の一部を適用する対象事業に農業集落排水事業を追加するもので、第2条、鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正では、地方公営企業としての経営の基本を定めている当該条例に農業集落排水事業を追加し、事業規模を定めています。

附則では、施行期日を令和6年4月1日と定めるとともに、今回の条例

改正に伴い、鴻巣市農業集落排水事業特別会計条例は廃止することとして
います。

以上で鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例及び鴻
巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終
わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）何点かお伺いしますけれども、今議会でまず可決された場合は、
新年度予算書については新しいというか、公営企業会計になったものが
出てきて、来年の9月の決算までは古い、要は農集会計の決算書が出て
くるということでもいいのかな。

（経營業務課長）委員今ご指摘のとおり、来年の9月の決算は特別会計
の決算と。来年の3月定例会では公営企業会計の予算書をお見せするこ
とができます。

以上でございます。

（秋谷）さっき説明があったけれども、公営企業会計にするためのいろ
いろ財務諸表なりなんなり、査定なりなんなりというのをやっているとい
う話でしたけれども、そういう中身、要は公営企業に移るに当たって
整理されたいろんな諸表というのは、いつ頃我々が見ることが可能なの
でしょう。

（経營業務課長）平成6年（P.32「令和6年」に発言訂正）3月定例会
で予算書をお示しをいたしますので、その時点で貸借対照表とキャッシ
ュフロー計算書など財務諸表のほうをお見せすることができます。

（秋谷）予算書上は分かるのだけれども、要は個別の資産についても当
然精査していますよね、今回の調査の中で。その一番最初に移るときぐ
らいは、一通りそうやったものがずらずらっと並んでいたほうが理解が
進むのではないのかなと思って、今そういう聞き方をしているのだけれ
ども、そういったものは出す予定はないのかな。

（経營業務課長）来年3月の定例会の予算審議の際には予算書をお見せ
するのですけれども、そこには貸借対照表ということで、土地、建物、

構築物、車両、あと無形固定資産などの状況を示した貸借対照表を掲載をして、そこで審議をしていただくということを予定をしているのですが、細かい固定資産なり、構築物なりの資産を明示したものを出すということは、現時点では考えておりません。一般的な下水道と同じような形での貸借対照表、資産の状況をお示しする予定であります。

(秋谷) 下水道の会計についてもなのだけれども、全体的な表で理解をしてもらうのはすごく難しいのだ、現実的に。以前は、結構予算書なり決算書なりでも細かく表示があったわけ。事下水でいっても。今度農集が公営企業になるわけだけれども、財務諸表、貸借対照表だけ見ても細かな資産状況というのはあの中では見えないわけだ。だから、その部分を最初るときぐらいは明らかにしたほうがいいのではないのですかということを行っているのだ。そういうことは不可能なのかな。あくまでも予算審議資料として出すとか、そういったことも不可能かね。

(経營業務課長) 貸借対照表も1個1個資産の積み重ねが合計されているものでございますので、不可能か可能かという問いに対しては、不可能ということはないと思うのですが、ちょっと今現時点では通常の公営企業会計の予算書を議員さんのほうにお見せするということの想定でしかないものですので、今ここで細かい固定資産の明細とか、1個1個何メートルの管渠がどのぐらいあるとか、資産がこのぐらいあるかということについてどこまで示せるかと、今ここでお答えすることはちょっと困難かなと思います。

(秋谷) 経營業務課長さんではお答えができないみたいなのだけれども、上下水道部長さん、いかがです。要は具体的にこういう状況なのだといふのを見せるために、財務諸表と貸借対照表、ではこれでどうですといったって分からないぞ、みんな。俺だって分からないよ、極端なことを言えば。単なるお金の帳簿上の合わせは見えるのかもしれないけれども。一番最初が変わるときぐらい資産の中身といふのをしっかり表せないようでは、どこを審議せいという話になってしまうぞ。単なるお金のやり取りだけになってしまうぞと自分は思うのだけれども。誰も分からないの、中身が。

(上下水道部長) 詳しくというか、分かりやすく説明するようなふうにはしていきたいと思いますが、現在のところでは、取りあえずのところは下水道と同じような形の現在のものをお示しすることを予定しております。そういった詳しく説明できるようなものについては、しっかりやっていきたいと思うのですが、取りあえずのところは下水道と同じような形の公表の仕方というか、そういったことを考えております。

以上です。

(ちょっと休憩してもらっていいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 4 分)



(開議 午後 1 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) 何でそんなことを言うかということ、今でいう農業集落事業自体の今後のことを考えていかなければならないから企業会計にしたわけでしょう。今のままの状況でいいと思っていないわけだよ、上のほうは。それで、全国的に見てもこの農集自体をどういう方向にしていこうかという動き出している自治体もあるし。ただ、そういったものの判断をするときに、中身がしっかり見えないものを決められないではないか、そちらの出されたものにうんと言うしかないようなものしか出てこないのでは。だから、資料を出せと言っているの。それが出ないと本当に誰も分からないよ。自分は多少長くいる分だけ、ちょっとぐらいは、それはあだな、こうだなというぐらい、ちょっとぐらいは入っているかもしれないけれども、どんどん、どんどん議員さんだって替わってくるのだから、だからちゃんとそういったものが常に見れるような状態にしなければ、重大な判断を我々はしなければならぬわけよ、議決という。その議決の材料を出せないのでは議決できないでしょうって私は言っているのだけれども。検討できるものなら検討していただければそれでい

いのだけれども。

終わりです。

(経營業務課長) 今委員ご指摘のとおり、やっぱり経営状況を見える化をしていかなければいけないというふうに感じております。ですので、これから農業集落排水事業、公営企業としての予算書を作る中で、より理解が深まるような形で資料とかをまずは作って、どういう形で委員さんのほうにお伝えしていくかということをちょっと検討はしていきたいと思っています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第121号 鴻巣市下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(小泉) 19ページの交通安全施設整備事業の件なのですけれども、先ほど説明の中で要望があったところということでお話があったと思うのですけれども、それは要望があったところの全部が路面標示のあれを、件数的でいえば全部この金額でできるような金額なのではないでしょうか。

(道路課副参事) お答えします。

今回の要望につきましては、令和5年度の当初予算編成後に要望いただいたもの20件につきまして、10月の1日まで要望いただいたもの20件を書き直しする補正予算となっております。

以上です。

(小泉) そのほかでも結構道路の路面標示というのは老朽化が進んでいると思うのですけれども、その辺の対応というのは今後どのように考えているのか伺います。

(道路課副参事) お答えします。

委員ご指摘のとおり、路面標示が薄くなっているところ、大分多いものは道路課としても認識しているところです。これまでのところ、ご要望いただいたものの書き直しだけで予算が終わってしまっているという形です。ずっと来ていたのですけれども、今年度からは道路課のほうでも気づいたところを直していくという形で予算のほうを拡充して進めております。今年については、要望とは別に、フラワー通りの一部分なのですけれども、全体までちょっとできていないのですけれども、書き直しを行うという形で、道路課のほうでも計画的に書き直しのほうを進めている状態です。

以上です。

(小泉) 続きまして、25ページの市営住宅の施設維持管理事業というところの今リフォームという話があったかと思うのですけれども、これ全体の入居者数とその辺のバランス的なもの、多分結構老朽化が進んでいて、私のところにも、リフォームをして半分ぐらいしか住んでいないのだから、そこを売ってしまえばいいのではないかとかって、いろんな声が届くものなのですけれども、やっぱり前回の質問のとき、前回ちよっ

といつだか忘れてしまったのですけれども、新しく新築を造るというのは難しいという答弁があったのですけれども、このリフォームをすることと併せて住んでいないところは、そこに押し込むと言ったら失礼なのですけれども、引っ越し費用とかっているいろんな費用がかかるのですけれども、そのような考えというのは今後あるのかどうか伺います。

(建築住宅課長) まず、今年度のリフォームの状況なのですけれども、11月の末時点なのですけれども、今現在、今年度についてはリフォーム4件ということになっておりまして、上半期に1件、1室ですね、それから10月に新規に市営住宅の申込みがまた始まるのですが、その時点から申込みされた方のうち3名の方が入居するということで、合わせて4室のリフォームが今年度行われております。そのほかの部屋については退去された時点のままということで、入居者が新しく決まった時点でリフォームをかけて、新規に入居される方に新しい部屋に入っていただくというような形を取っております。ですので、現状、今のリフォームについてはそういった状況になってございます。

以上です。

(小泉) 今後は。

(建築住宅課長) 入居者の数につきましては、11月の末の時点でございますけれども、管理戸数が350戸に対して入居戸数が256戸という状況でございます。

以上です。

(小泉) そのリフォーム、募集をかけて今回1件希望者がいて、どのようなリフォームというのですか、クロスの張り替えとかをやるのか、結構老朽化している浴室をきれいにして、どこまでのリフォームというのですか、私も業者ではないから分からないのですけれども、たばこで壁紙が汚れたらクロスの張り替えをやるのか、人が決まったからリフォームをするって今答弁いただいたのですけれども、その具体的なリフォームの内容ですか、お風呂を改修するのか、トイレが、今現状が分かりませんけれども、ウォシュレットがついたりとか、使えないものが使えるのか、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。リフォームの内容

ですかね。

（建築住宅課長）リフォームの内容につきましては、基本的には経年劣化等により劣化した部分の修繕ということで、壁紙の張り替えですとか塗り替え、あるいは床の長尺シートの張り替え、ふすまの張り替え、あとは設備ですね、設備が傷んでいた場合は交換という形の、基本的には内装の修繕という形を行っております。

以上です。

（秋谷）8ページの債務負担行為のところの道路維持補修業務委託の6,600万のところでお伺いしますけれども、毎年度、要は4月からスムーズに始めるために債務負担を組んでいることはよくよく分かっているのですけれども、まず予算の規模から伺おうかな。この6,600万で賄えていますか。いろんな住民の要望がその都度上がってきていると思うのですけれども。その辺りから。

（道路課副参事）予算につきましては、これまでのところ、これで逆に賄えるように発注をしてという形を取っているのですけれども、物価高騰して単価とかが上がってきている中で、やりくりをしながらやっているという状況でございます。

以上です。

（秋谷）全体的な予算の中の限られたパイの中でやることだから、そんな簡単かというとのは分かるのだけれども、では現状、令和5年度のこの道路維持補修業務委託でお願いしている各地区担当というか、地区の業者さんがいらっしゃいますよね。どんな状況ですか。ほぼほぼ使い切っているのではないですか。

（道路課副参事）お答えします。

10月末の実際の支払いの状況で見ますと、多いところでも半分強ぐらいの支払い。実際のところは、仕事を依頼して、まだ仕事が終わっていませんかったり、請求が上がっていないので、お支払いがまだというものもあるのですけれども、実際に支払った額でいうとまだ半分程度のお支払いという状況ですので、委員ご指摘のほど切迫した状況ではないというふうに捉えております。

(秋谷) そうすると、私の以前のこの維持補修については、年が明ける頃にはもうほぼほぼできない、お手上げ状態のような状況だった記憶があるのだけれども、現状は、では年間を通して市民の方から、できるだけ早急にやらなければならないものについては、ちゃんとこなせているという理解でいいのでしょうか。

(道路課副参事) お答えします。

現状、ここ数年については、要望いただいたものは先送り、翌年に持ち込むことはほとんどなく行えているというふうに考えております。

以上です。

(秋谷) それで、一番最初の話に戻ってしまいますけれども、いろんな材料費が上がったり、人件費が上がったりしている中で、そういったものを行政のほうで幾分見込んでこの金額なのですか。そうすると、維持補修できる件数自体が減ってしまうイメージになってしまうのだけれども、その辺りは何か手当てがされているのでしょうか。

(道路課副参事) 合計金額につきましては、令和4年度と比較して令和5年度で600万円、1割増額して発注をしているところで、来年度についても今年度と同額で考えているところですが、業者のほうについては、設計を行う時点で当然単価が上がった設計を行って、それで入札をしているので、業者さんは適切な額で請負をしていただいているというふうに捉えておりますけれども。

(秋谷) 分かりました。

では、その下の道路改良工事のところ、説明が3件道路改良を行うという話でしたけれども、その3件の具体的な場所はどちらでしょう。

(道路課副参事) 道路改良工事の3件の具体的な箇所数ということでお答えいたします。

まず、1件目としましては市道F-91号線になります。こちらは三ツ木地内でありまして、国道17号の洋服の青山の交差点のやや北側のチサンマンションがあるところの路線になります。そちらについては、従来から集中豪雨等の際に冠水する路線となっておりまして、側溝等を敷設するような工事となっております。

2件目なのですけれども、こちらが市道K-68号線です。こちらは下谷地内となりまして、常光公民館脇の路線となっております。こちらは、素掘りの側溝等がありまして、それとまたあと路肩の舗装が崩れているですとか、あとは舗装の劣化等が進んでいることによりまして改良を行う工事となっております。

続きまして、3件目なのですけれども、こちらは市道C-297号線で、大間地内となっております。こちらは、三谷橋のアンダーパスを西側のほうに來まして、コンテナボックスがあると思うのですけれども、そちらを荒川のほうに向かっていった路線となります。こちらも舗装の老朽化と、あとさらなる排水性を向上させるために両側の側溝の要望等が出ておりますので、こちらの整備する箇所となっております。

以上です。

(秋谷) 3件目の大間のところなのですけれども、それは三谷橋の3期とはかぶらないところになるのですか。

(道路課副参事) そうです。3期工事とはかぶらない場所となっております。

(建築住宅課長) すみません。先ほど小泉委員のほうからご質問いただいた25ページの市営住宅施設維持管理事業、修繕費の中で、住宅のほうの空き室を集約して、残りの住宅について売却してはどうかというお話がございましたけれども、そちらのほうの答弁漏れがございましたので、ご回答させていただきたいと思えます。

ただいま市営住宅につきましては、原馬室第2団地、下谷団地、この2団地が入居停止となっております。原馬室第2団地につきましては、現在入居されている方が4世帯、下谷団地につきましては43戸、43世帯という形になってございます。こちらの住宅につきましては、下谷のほうはまだ大分入居者の方がいらっしゃるのですけれども、原馬室については4戸ということで、こちらの団地の土地活用のごも考えながら転居のほうを、現在戸別にご訪問して、今の既存の市営住宅の空き室に転居できないかというようなお話を戸別にはさせていただいております。ただ、なかなか現在のお住まいの環境の点とか、あとは転居費用、あと

は転居後の家賃が今の家賃と同じような形にはいかなくなってまいりますので、そちらの点とかでなかなかまだご納得いただけていないような状況でございます。ただ、定期的に訪問のほうはさせていただいて、事情のほうを説明させていただいている状況でございますので、このまましばらくご説明させていただくことを続けたいと考えております。

以上です。

（秋谷）すみません。聞き漏れてしまったのがあって。22ページの既設公園施設遊具改修のところなのですけれども、機械の老朽化というお話だったと思うのですけれども、具体的にどういうことなのかというのをもう一回細かく教えてもらいたいのですけれども。

（都市計画課副参事）今回の施設の改修につきましては、高圧の受電施設、高圧気中負荷開閉器という、通称PASというのが、高圧の電気が入ってくる場所の一番最初のところにあります遮断器です。それが交換推奨の時期をかなり経過しているということもありまして、今回の交換として計上させていただいております。

以上です。

（秋谷）高圧の電気を受ける機械というのが要は交換推奨期間を相当超過してしまっているというお話でしたけれども、本来だったら何年間で交換したほうがいいのかと思われるものが現状何年間使っているのだろう。

（都市計画課副参事）交換の推奨時期は10年とされております。今交換の対象となっている機械が平成16年に設置されております。このことから、もう約20年設置から経過しており、交換推奨の10年からは9年、10年ぐらい経過しているという状況でございます。

以上です。

（秋谷）要は国体のときに造った上谷総合公園の機械がずっとそのままだったというのは、どういう理由なのでしょう。というのは、その交換推奨が10年ということであれば、誰かしらがしっかりと管理をなさって、その結果、まだまだもつから今までになってしまったのか、それとも前から交換をすべきだったものが例えば予算的に難しいものがあったから延びてしまったのか。どんな理由でそんなに倍以上も使うこと

になったのでしょうか。

（都市計画課副参事）交換の推奨時期として10年とはありますが、法定点検で月次と年次点検を行っております。その中で、今回の対象の機械に関しては動作的には問題ないということから見送っていました。実際、点検の中でもう交換の推奨の時期を過ぎていますよという報告書に記載が入ったのは、令和4年度の点検から交換推奨として、ほかにもう緊急に交換しなければいけないとか、そういった報告は出ているのですけれども、そういったことで今回交換の計画に至りました。

以上です。

（秋谷）令和4年度時点で既にそういう交換のお話があったのが、何で令和5年のこの12月まで延びてしまったのでしょうか。

（都市計画課副参事）すみません。訂正をお願いします。報告書は令和3年度なのですけれども、それが交換が今になるまで至ったかということに関しましては、まずそのときに、ほかに高圧受電盤がありまして、その中に交換をもうしなければいけないというかなり緊急性が高いものがありました。それを先にやって、今あるこのPASについては動作的にもまだ問題ないということだったので、そこはちょっと見送っておりました。

以上になります。

（秋谷）では、最後にちょっと聞きますけれども、そのPASというのがもし使用不可とか、利用できないような状態が突発的に起こった場合に考えられる支障というのは、どういったことが起こるのでしょうか。

（都市計画課副参事）まず、当然のことながら施設の電気は使えなくなります。それと、波及事故といいまして、PASが故障した場合、そのさらに手前の変電所から電気の送電が止まってしまいます。そのことから、周りの施設にも影響を及ぼすということもあるので、なるべく早急に交換をしたいと考えております。

以上です。

（小泉）すみません、先ほどの説明の市営住宅のリフォームの件で、声をかけているということなのですからけれども、それというのは施設が老朽

化しているから違うところという声かけということでもいいのですか。それとも、何か別に理由があつてとかという部分で、いや、そこを売りたいからって、その声をかけている理由というのを教えてもらっていいですか。

（建築住宅課長）先ほど申し上げました原馬室第2団地の4戸につきましては、そのうちの3戸が木造の戸建ての住宅という形になっておりまして、建築年度が昭和33年度、34年度となっております。もう1世帯の方については、こちらは昭和43年の建築で、簡易耐火構造というものになっているのですけれども、そのうち木造の3棟につきましては耐震性の点で安全性の確認が十分に取れていないというところがございますので、その辺のところも説明をしながら転居のほうをお勧めしているというような状況でございます。かなり年数も古くなっている状況ですので、なかなかここで、耐震性の工事とかその辺の話もあるとは思いますが、けれども、もともとの部材が大分傷んでいるような状況もございますので、これは耐震補強というよりも、なるべく転居のほうをしていただいて安全なところにお住まいいただきたいというようなお話をしているところでございます。

以上です。

（小泉）老朽化という部分があると思うので、耐震も難しいという考えなのか、耐震をするに当たり、要は住んでいる状態で何日間か空ければ、費用対効果とか、いろいろなお金のかかり方とかというのがあると思うのですけれども、逆に耐震を、リフォームもそれこそ大改造みたいな感じになってしまうのかなという部分に、木の劣化とかというのがあればそれがしょうがないと思うのですけれども、そこはやっぱりそういう部分で、その老朽化した市営住宅を耐震化する方向ではないということ、そこのちょっと確認。要はそこを耐震化は難しいという考えでいるのか、それだけちょっと最後に1点質問します。

（建築住宅課長）個別の建物の状況ということもございますので、1棟1棟劣化の状況も違うと思いますので、その辺を判断しなければ一概に耐震工事ができるか、できないかというところの判断も変わってくると

思いますので、ちょっと一概に申し上げられないところもございませうけれども、昭和30年代ですので、大分部材自体がもう耐用年数を超えて劣化しているというような状況もございませうので、ここについては補強が有効にできるかどうかというところは、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時15分)



(開議 午後2時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

経營業務課長より訂正の発言がありましたので、許可いたします。

(経營業務課長) 先ほど秋谷委員の質問に対する答弁の中で、「令和6

年」と言うべきところ、「平成6年」と発言してしまいました。おわびして、訂正をお願いいたします。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第129号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）9ページの先ほどちょっと説明のあった町界町名変更図書の作成業務のところなのですけれども、今後委託をかける予算になっているのだけれども、どういうスケジュールで進む予定なのか、今の段階でもしご説明できるものがあれば教えてください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。

まず、業務の内容につきましては、権利調査により区画区域内の土地登記簿、公図の調査などを行い、従前に町界町名変更箇所を重ねた区域明細図を作成し、変更対象となる地番を確定いたします。確定した地番一覧により一筆調書及び変更調書などを作成し、町界町名変更の事務手続上必要となる図書を作成する業務となっております。業務期間といたしましては約7か月の期間を考えております。

以上でございます。

（秋谷）そうすると、この広田の区画整理地内の名称とかもこの委託の中で決める手順を踏んでいくのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回の委託の中には名称のほうは入っておらないのですけれども、名称が決まり次第、こちらと並行しながら必要となる図書を作成していきたいと考えております。

（秋谷）名称が決まり次第ということ、現状その名称を決める手続というのはどれぐらいまで進んでいるのですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 今現在、町界町名のアンケート調査につきましては既に第1回の町界町名のアンケートが終了しております。現在、その中から募集された町名候補から4つに絞って、現在2回目のアンケートを11月に送付した次第になっております。今後、このアンケート結果に基づき、区画整理審議会を経て新町名を決定していきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) ちなみに、4つの候補の中から最終的に1つに絞って町名をお決めになるのでしょうかけれども、差し障りがなければその候補のお名前と、あとは実際に委託をかけるのは何月ぐらいになりそうなのでしょう。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。まず、候補が、第1回の候補の中で複数案ありました4件の案件を2回目のアンケート候補としております。その4件の町名の候補といたしましては、まず一番多かった名前といたしましては広田中央、続きまして川里、それと次に広田、そしてもう一つが花里ということで、この4つの案の中から今第2回目のアンケートの中でもう一度調査をしていきたいということで、今アンケートを送付しているところでございます。それと、もう一点の委託の開始時期ですけれども、現在考えておりますのが、2月の下旬から9月の下旬の7か月間を業務期間として考えております。

以上です。

(矢島) 今説明が執行部のほうからあったのですけれども、今から年度内に着手をしたいと。ごめんなさい。9ページの委託料の関係です。今から年度内に着手をしたいから、年度内に終了しない、当たり前ですよ。ここで説明しなければいけないのは、なぜ年度内に着手をしなければいけないのかという説明をしなければならぬと思います。でないとこの補正を認めていいかどうかの判断ができません。その説明をお願いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。まず、当初予算時におきまして町界町名の変更について詳細な内容が決

まっておらず、町界町名変更図書の作成費用が算出できないことから、そのときは予算計上しておりませんでした。今回、広田中央特定土地区画整理審議会にて町界町名変更のアンケート実施に向け方向性が決まったことから、今回、町界町名変更図書作成業務の補正予算をまず計上しました。町界町名変更図書作成業務につきましては、来年の令和6年9月の定例会において新町名の提案を予定をしております。そのことから、業務期間として約7か月の期間を要しますことから、今年度より着手するために、まず補正計上を上げさせていただき、併せて繰越しのほうもさせていただいた次第となっております。

(矢島) その説明でよく分かりました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第129号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時46分)



(開議 午後2時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第127号 令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) すみません、9ページのところのマンホールポンプの制御盤の移設工事なのですけれども、県道の拡幅で移転をしなければならないというご説明だったのですけれども、具体的に私、物を見たことがないので、どういう現状になっていて、それをどういう機械でどこら辺に移設をするのか、説明を細かくお願いしたいのですけれども。

(上下水道部参事兼下水道課長) まず、マンホールポンプ、制御盤もあるのですが、マンホールポンプというのが、今現在、県道の車道部にマンホールがございます。その中にポンプが2台設置されておまして、そういった水位の関係で深いところから上の浅いところへくみ上げてまた流すようなポンプがついております。その制御盤自体が現道のすぐ脇の市道部の交通の支障にならない部分に今現在ありまして、そのマンホールポンプの車道部のほうからケーブルで地下を通ってしまして、先ほど申し上げた現道の今市道部の交通の支障にならない部分に盤がございます。要は柱に幅が70センチ、厚みが30センチ、高さが1メートル20の盤がついておまして、その盤の中でオン、オフのスイッチであったり、故障が出ているとランプがついていたりという形で、要はその盤によって、何か作動させるときにその盤を開けて操作をするものがついております。今後につきましては、県道が今度は歩道付きの道路で整備されるということになっておりますので、新たに拡幅された外側のまた市道部分の交通の支障にならない部分にその制御盤だけを移設する工事になっております。

(秋谷) その県道の拡幅のちょっと関連の質問みたいになってしまうのだけれども、道路の拡幅を行うに当たって、マンホールポンプ自体の躯体に何ら影響が出るというようなことはまるでないというふうに理解していいのですね。

(上下水道部参事兼下水道課長) 今現在のマンホールポンプにつきましては、現道の車道にありまして、当然上に蓋がついておりまして、それはその上の交通荷重に耐えられる蓋に今なっておりますので、それは特に影響はございません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第127号 令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号 令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷)では、まず債務負担行為のところですが、まず時期的なものの平準化という話でありましたが、この配水管の新設工事の本数と新設する距離、あと場所からまず伺おうかな。

(水道課長)まず、今回のゼロ債務、債務負担行為で発注する工事なのですが、合わせて4本になります。まず、場所のほうになります。場所のほうは、まず1本目として雷電1丁目地内ということで、鴻神社の交差点のところ、あそこの部分の配水管新設と、そこは布設替え工事という工事を予定してございます。布設の延長になりますけれども、新設の配水管を、75ミリ、距離としましては134メートル、それとファイの150ミリを75メートル、それと同時に布設替えのほうなのですが、こちらが200ミリを193メートル行う予定でございます。

それと、2本目といたしましては大間地内になります。こちらのほうは、現在、今年度も発注している工事の残りの部分になるのですが、こちらにつきましては設計のほうは完了しているということと継続工事ということで、ゼロ債務でやらせていただきます。管種のほうは新設のほうで50ミリが60メートル、布設替えのほうで75ミリが290メートル、それと50ミリが423メートルになってございます。

それと、3本目になるのですが、こちらが富士見町地内になります。こちらでも設計のほうは既に完了しているということと、本来であれば令和5年度に予定していた場所なのですが、予算の都合上1年繰延べになっている案件でございます。漏水の対策として行うものでございまして、こちらは布設替えの工事のみになります。こちらの延長が75ミリが172メートルを予定してございます。

そして、4本目になりますが、こちらは生出塚の地内になります。こちらに関しましても既に設計が完了してございまして、今年度発注している工事の残りの部分というところになります。本来であれば令和5年度で行う予定だったものをやはり繰延べという形でやらせていただいております。こちらのほうは配水管の布設替えで、ファイの100ミリが499メートル、それと75ミリが1,290メートルを予定してございます。

それと、すみません、今まとめて4本言ったのですけれども、ご質問のほう、新設が2か所、布設替えが4か所ということで、新設及び布設替えという形もありますので、工事の本数としては4本なのですけれども、ご質問の内容からしますと新設が2か所と布設替えが4か所の工事になります。

以上です。

（秋谷）そうすると、今の説明だと、債務負担の2番目の配水管布設替えの工事まで含めてで今説明をいただいたということかな。それはそれでまた別なのかな。

（水道課長）併せて今一緒にご説明をさせていただいてしまいました。

（秋谷）それで、この債務負担行為を行うことによって、要は上水道の耐震管への全体的な入替えは何%進むのでしょうか。

（水道課副参事）耐震管率のご質問についてお答えします。

令和4年度末現在で配水管の耐震管率は9.8%という結果になっているのですけれども、ちょっとこちらの数字まだ予定でありまして、この数字を含めて何%になるかというのはちょっとまだ出しておりませんので、令和4年度末で9.8%ということをお願いできればと思うのですけれども。

（秋谷）そうしたら、あとはその次、水道メーターの満期でメーターの入替えというお話でしたけれども、これは何戸ぐらいあれなのでしょう。それまさか全世帯ではないと思うのですけれども、おおむね何年単位とかで入れ替えているだろうとは思いますが、その辺りちょっと具体的に教えてもらいたいのですけれども。

（水道課長）水道のメーターに関しましては、計量法のほうで8年に1回取り換えることになってございます。鴻巣市では独自に7年に1度メーターの交換をしてございまして、全世帯でいいますと約5万2,000件ぐらいございます。その中で大体8年ごとに交換していくので、交換する件数としましてはまちまちになってしまうのですが、多いときで約9,000件ぐらい、少ないときで5,6,000件ぐらいになってございます。

以上です。

(秋谷) ちなみに、5年度から6年度までで、限度額ということだけでも、大体幾つぐらいのメーターを購入することになって、さらにこれはあくまで資産購入だから、いざそのメーター交換になったら、外部というか、組合なりなんなりに委託で交換すると思われるのだけれども、その交換の実施時期あたりはいつ頃になりそうなのですか。

(水道課長) すみません。その前に、先ほど7年に1回取り換えると言ったのですけれども、7年を超えたものを順次交換していくということになります。

それと、今年度というか、5年から6年にかけて、来年予定しているのが約9,000個ぐらいを予定してございます。交換する個数に関しては、約9,000個を予定しております。今後の業務委託の予定といたしましては、こちらの債務負担行為を使うことによって、交換の時期といたしましては、毎年7月ぐらいに行っていたのですけれども、約1か月ぐらいは前倒しにできるというところで、今のところ6月の中旬ぐらいからスタートができるかなというふうに考えてございます。

以上です。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時07分)

(開議 午後3時11分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課長) 申し訳ございませんでした。

令和2年度、3年度、4年度、5年度は予算なのですけれども、令和2年度でいきますと1,798万円、3年度が2,034万円、4年度が2,469万円、5年度はちょっと予算になりますが、こちらは2,530万円ぐらい。毎年個数が違うので、金額的なものは若干前後しますけれども、そういった推移で行っております。

以上です。

(秋谷) 水道メーターのところで最後に聞いておくけれども、以前に水

道メーター自体が数がそろえられないような事象ってなかったでしたっけ。要は入手困難になった時期というのが。何かどこかで記憶があるのだよな。資材不足か何か。そういったことなかったでしたっけ。なければ実際これ心配がないというだけのことなのですからけれども。

（水道課長）申し訳ございませんが、今ここにいる者の中ではちょっと定かな記憶はございませんということで。

（秋谷）あとは、2ページのキャッシュフローの計算書の中で、期末の残高がもう約14億か。これで6年度はうまく予算が回していけるものなのでしょうか。

（経營業務課長）委員ご指摘の部分、資金残高、いわゆる内部留保、資金運用ということなのですからけれども、今ちょっとその辺りは、令和6年度予算今組んでおりますので、これはあくまでも予算上のキャッシュフロー、14億程度なのですからけれども、予算は組めるような状態で今作成をしておりますので、令和6年度予算についてはこの資金残高と、あと借入れを、外部からお金を調達して、あとこの14億にわたる内部資金を使って4条の建設改良のお金としていきたいと思っています。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第131号 令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第2号）について

て、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時15分)